

## 第10章 ライフライン災害対策計画

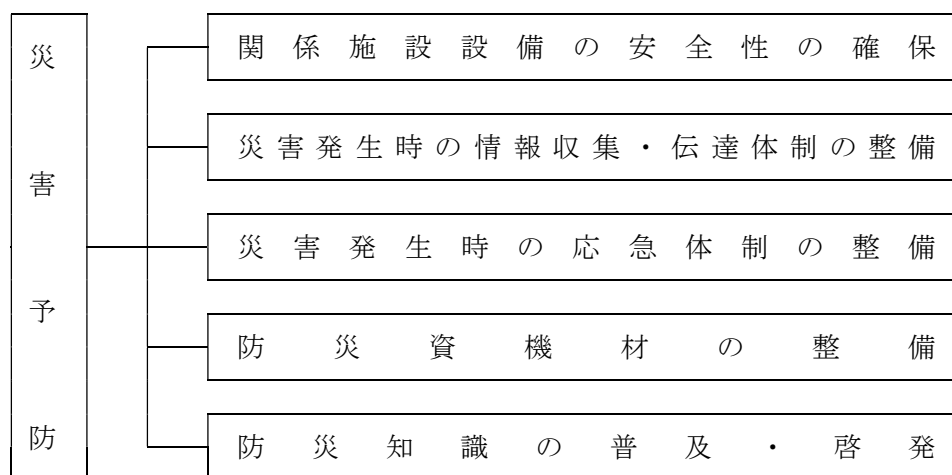
### 第1節 災害予防

#### 第1 基本的な考え方

##### 1 趣旨

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設は県民の日常生活、経済活動や災害時の応急活動にとって重要な役割を果たすものであり、災害による被害を未然に防ぐため、関係施設等の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急体制の整備、防災資機材等の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

##### 2 対策の体系



##### 3 留意点

(1) 電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設における様々な原因による管路網の破損及び断線あるいは盛土の崩壊等による路盤や路床の破損等の被害は、災害等発生後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与える。

しかも、ライフライン施設は線的な施設であるため、ネットワーク全体の機能の復旧には長期間を要するケースも想定される。

このため、平常時から災害による被害の未然防止策や被害を最小限に食い止めるための策などの予防計画を定めておく必要があり、これが災害対策全体にとっても果たす役割が大きい。

(2) このライフライン災害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

#### 第2 関係施設設備の安全性の確保

##### 1 電気施設の安全性の確保

###### (1) 発電所等の現況

企業局は、県内に19か所の発電所及び2か所の利水ダム（砂防との共同施設）を管理しており、発生した電気を中国電力株式会社に供給している。

発電所及びダムの概要は、次表のとおりである。

ア 発電所

所管事務所名	東部事務所		
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]	三成発電所 仁多郡奥出雲町三成1394-3 斐伊川水系斐伊川 2,830 6.00	飯梨川第一発電所 安来市広瀬町布部458 斐伊川水系飯梨川 3,000 3.70	飯梨川第二発電所 安来市広瀬町菅原695-7 斐伊川水系飯梨川 1,400 3.70
所管事務所名	東部事務所		
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]	飯梨川第三発電所 安来市広瀬町布部2009 斐伊川水系飯梨川 250 0.80	志津見発電所 飯石郡飯南町角井1895-3 斐伊川水系神戸川 1,700 5.00	
所管事務所名	東部事務所		
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]	隠岐大峯山風力発電所 隠岐郡隠岐の島町西村大峯902 — 1,200(600kW×2基) —	田井発電所 雲南市吉田町曾木520-4 斐伊川水系深野川・矢入川 100 0.595	
所管事務所名	西部事務所		
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]	八戸川第一発電所 江津市桜江町江尾104-2 江の川水系八戸川 6,300 12.00	八戸川第二発電所 江津市桜江町八戸1661-7 江の川水系八戸川 2,500 10.00	三隅川発電所 浜田市三隅町下古和1040-2 三隅川水系三隅川 7,400 4.70
所管事務所名	西部事務所		
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]	矢原川発電所 益田市美都町宇津川ハ1409-1 三隅川水系矢原川 100 0.50	御部発電所 浜田市三隅町上古和913-13 三隅川水系三隅川 460 2.00	
所管事務所名	西部事務所		
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]	勝地発電所 江津市桜江町八戸1216-4 江の川水系八戸川 770 3.00	八戸川第三発電所 江津市桜江町八戸1661-9 江の川水系八戸川 240 0.60	江津高野山風力発電所 江津市二宮町、敬川町、千田町 — 20,700(2,300kW×9基) —
所管事務所名	西部事務所		
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]	江津浄水場太陽光発電所 江津市松川町上河戸703 — 430 —	江津地域拠点工業団地太陽光発電所 江津市松川町上河戸390-17 — 1,200 —	
所管事務所名	西部事務所		
発電所 所在地 使用河川 最大出力[kW] 最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]	三隅港臨海工業団地太陽光発電所 浜田市三隅町岡見6323-2,7,9,10 — 1,800 —	石見空港太陽光発電所 益田市市原町、内田町、高津町、飯田町 — 3,490 —	

イ 送電設備

所轄事務所名	西部事務所
送電所	新八戸川送電線
電圧 [ V ]	66,000
亘長 [ k m ]	3.9
区間	八戸川第一発電所から八戸川第二発電所

ウ ダム

所轄事務所名	東部事務所	西部事務所
ダム所在地型式	三成ダム 仁多郡奥出雲町三成1393-5 アーチ式コンクリートダム	木都賀ダム 浜田市弥栄町木都賀イ1984-3 重力式コンクリートダム
有効貯水容量[10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ]	1,138	1,558
集水面積[km <sup>2</sup> ]	117.5	62.0

これらの施設は、各施設の設計基準に準拠し建設されたものであるが、企業局が定めた保安規程に基づいた巡視、点検及び測定を実施し、施設の現況把握・事故の未然防止に努めるとともに防災計画を策定する。

(2) 自主保安体制の構築

企業局は、劣化診断など施設の安全性について調査を実施し、安全性の低い施設について、計画的に更新等の安全化対策を実施していく。

また、企業局危機管理計画を策定し、関係機関との連絡体制や事務分掌を明確にしておく。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平素から災害対策諸施策を積極的に推進する。

◆実施機関2 中国電力

(1) 電気設備の現況

(平成30年3月31日現在)

種		別	数	量	
発電所	水力	箇所数	20		
		最大出力(kW)	137,840		
	火力	汽力	箇所数	1	
			最大出力(kW)	1,000,000	
		内燃力	箇所数	2	
			最大出力(kW)	33,900	
	原子力	箇所数	1		
		最大出力(kW)	820,000		
合計	箇所数	24			
	最大出力(kW)	1,991,740			
送電線路	支持物数	(基)	7,290		
	長さ(亘長)	(km)地中	44		
		(km)架空	1,235		
変電所	箇所数	箇所	43		
	出力	(kVA)	7,444,500		
配電線路	支持物数	(基)	258,717		
	長さ(亘長)	(km)地中	263		
		(km)架空	12,879		

配電塔 (22kV)	箇所数	11
	容量 (kVA)	50,000
柱上変圧器	台数	97,039
	容量 (kVA)	1,656,930

(2) 自主保安体制の構築

発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっており、法令等による巡視、点検等を実施し、災害による被害の未然防止に努める。

設 備	現 況	
水力発電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。現行のダム施設において風水害等による損傷は発生していない。	
原子力発電設備	関連する法令、基準等を満足する設備となっている。また、原子炉等規制法に基づく原子炉施設保安規定並びに電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。	
火力発電設備	関連する法令、基準等を満足する設備となっている。高層建築物及び重要設備については、動的解析を実施し、安全性を確保している。 また、電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。	
内燃力発電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。関連する法令、基準等を満足する設備となっており、安全性を確保している。	
送電	架空送電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。架空送電線ルートを選定時には、地すべり地形や洪水被害のおそれがある箇所等を極力避けて選定している。
	地中送電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
変電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。過去に水害に遭った箇所は、水害対策を行っている。	
配電	架空配電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
	地中配電設備	

中国電力株式会社は、次の方法により、災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講じる。

ア 計画目標

設 備	構 造 物	設 計 方 針
水力発電設備	ダム ゲート 機器 建物	河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」及び建築基準法等による。
原子力発電設備	機器 建物	原子炉等規制法、電気事業法、建築基準法の技術基準、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針等による。
火力発電設備	機器 建物	電気事業法、建築基準法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。
内燃力発電設備	内燃機関 建物 タンク	電気事業法、建築基準法、消防法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。
架空送電設備	鉄塔	電気設備技術基準及び架空送電規程による。
地中送電設備	管路	電気設備技術基準及び地中送電規程による。

設 備	構 造 物	設 計 方 針
変電設備	機 器 建 物	電気設備技術基準・発電電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等による。
配電	架空配電設備 地中配電設備	電 柱 管 路
		電気設備技術基準及び配電規程等による。

### (3) 防災教育・訓練の充実

#### ア 防災教育

従業員に対し災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配付、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

#### イ 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態に有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## 2 ガス施設の安全性の確保

### ◆実施機関1 都市ガス事業者

#### (1) 都市ガス施設の現況

##### ア ガス製造施設

製造施設についてはガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。

原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備などの保安設備を設けている。

##### イ 供給施設

###### (ア) ガスホルダー

ガスホルダーは製造施設と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。

###### (イ) ガス導管

ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。導管材料には鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。

ガス導管の接合は、溶接・機械的接合・融着接合としている。従来工法のネジ接合導管や、白ガス管・ネズミ鋳鉄管も残存しており順次計画的に入替を進めている。

なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。

事故処理のため緊急要員及び緊急車両を待機させており、事故の処理、及び消防、警察関係機関への連絡体制を整えている。

また、日本ガス協会を中心とした全国的な復旧支援体制を整えている。

##### ウ 通信設備

有線では災害時優先電話に加入している。

無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。

##### エ 巡視・点検

ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。

風水害、地震等災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検をする。

##### オ 地震計の設置

都市ガス事業者構内に地震計（S Iセンサー）を設置しておりガスの供給を継続するか停止

するか判断に利用する。

## (2) 自主保安体制の構築

### ア 施設の安全性強化

ガス導管については、ネズミ鉄管、ネジ接合鋼管のポリエチレン管への入れ替えを促進し、耐震性のあるものとする。導管網ブロックの細分化を行い被害の拡大防止を図る。

### イ 自主保安体制の整備

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

(ア) 定期自主検査を行い、必要事項を保存する。

(イ) 防災設備の維持管理、整備及び点検

(ウ) 緊急時の関係機関（防災協定事業者含む）に対する通報及び防災活動

## (3) 防災教育・訓練の充実

### ア 製造所の防災訓練

製造設備又はガス製造上の事故による二次災害防止を目的として、非常災害対策規則及び緊急措置要領に基づいて訓練を行う。なお必要により関係機関の実施指導を受ける。

### イ 営業、供給部門の防災訓練

ガス供給設備又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的とする。

病院等重要施設との共同訓練に参加する。

職員の緊急出動訓練を行い、出動途中での点検報告を行う。

## ◆実施機関2 県（防災部消防総務課）、県LPガス協会、LPガス販売業者

## (1) LPガス施設の現況

平成30年4月1日現在、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売事業者は106社148店ある。

県及び県LPガス協会はLPガス販売業者に対し、災害予防のため、LPガス施設の耐震性など安全性の向上、防災訓練の実施等の予防対策の推進を指導し、また情報提供を行う。

消費者に対しては、風水害、地震等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。

## (2) 自主保安体制の構築

LPガス販売業者は、次の事項の整備を図る。

ア 新規工事施工時及び定期的調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

(ア) LPガス設備全般について、埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進め耐震性を高めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。

(イ) 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

(ウ) 感震機能付きマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。

## (3) 防災教育・防災訓練の充実

ア 風水害、地震等防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。

イ 風水害、地震等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

(ア) 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する。

(イ) 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があったときは販売業者の点検を受けるよ

う指導する。

(ウ) 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

### 3 上水道施設の安全性の確保

#### ◆実施機関1 県（健康福祉部薬事衛生課、企業局施設課）

##### (1) 県管理の上水道施設の現況

企業局は、水道用水供給事業として次の3系統で各市町村等に水道用水の供給を行っており、風水害等による被害としては、水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定される。

(平成30年4月1日現在)

飯梨川水道	(52,000m <sup>3</sup> /日)・・・松江市、安来市
斐伊川水道	(35,400m <sup>3</sup> /日)・・・松江市、出雲市、雲南市、斐川宍道水道企業団
江の川水道	(27,000m <sup>3</sup> /日)・・・江津市、大田市

##### (2) 自主保安体制の構築等

県（薬事衛生課）は、被害の軽減、迅速な復旧を図るため水道事業者に計画的な施設の更新を指導するとともに、水道事業者間の相互応援を支援するため関係機関（日本水道協会ほか）と連携を図る。

企業局は、劣化診断や耐震診断など施設の安全性について調査を実施し、安全性の低い施設について、計画的に更新等の安全化対策を実施するとともに、平成22年5月28日に制定した「日本水道協会島根県支部水道災害相互応援対策要綱」に基づき相互応援を図る。

また、事故対策要領を策定し、関係機関との連絡体制や事務分掌を明確にしておく。

##### (3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平素から災害対策諸施策を積極的に推進する。

#### ◆実施機関2 水道事業者

##### (1) 水道施設の現況

水道事業は、主として市町村及び水道企業団が経営しており、風水害等による被害としては、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定される。地震被害としては送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高い。

##### (2) 自主保安体制の構築

水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

ア 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。

イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管に取り替えるとともに継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。

ウ 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。

エ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

- オ 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。
- カ 指定避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。
- キ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

(3) 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

また、地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

4 下水道施設の安全性の確保

◆実施機関 1 県（土木部下水道推進課）

(1) 下水道施設の現況

県が管理する下水道施設は、以下に示す下水道施設一覧表のとおりである

資料

東 部 処 理 区

(平成30年4月1日現在)

処 理 場	全体計画	事業計画	現有能力	増設計画 (H32年度末)	備 考
東部浄化センター 松江市 竹矢町 1444 敷地面積 18.8 ha	98,040 m <sup>3</sup> /日最大	79,960 m <sup>3</sup> /日最大	72,000 (高度処理) m <sup>3</sup> /日最大	81,000 (高度処理) m <sup>3</sup> /日最大	S56年4月 処理開始 S56年4月 松江市 通水 S58年7月 東出雲町 通水 S61年4月 玉湯町 通水 S63年4月 安来市 通水 H12年5月 八雲村 通水 H13年4月 広瀬町 通水 現在流入量 54,296 (H30年3月末) m <sup>3</sup> /日平均
	処理区域	処理区域	72,000 m <sup>3</sup> /日最大	81,000 m <sup>3</sup> /日最大	
	5,590.0 ha	5,414.1 ha	機械施設	機械施設	
	処理人口 167,800 人	処理人口 170,100 人	72,000 m <sup>3</sup> /日最大	81,000 m <sup>3</sup> /日最大	

	全体計画 (m)	事業計画 (m)	進捗状況 H29年度末(m)	備 考	ポ ン プ 場
東 部 1号幹線	12,470	12,470	12,470	制水ゲート4カ所 ・飯梨川(左岸) ・飯梨川(右岸) ・吉田川(左岸) ・伯太川(右岸) マンホールポンプ 2カ所 ・八雲 ・風土記の丘	
東 部 2号幹線	12,148	12,170	12,170		
東 部 3号幹線	5,225	4,230	4,230		
東 部 4号幹線	9,236	9,230	9,230		
合 計	39,079	3,8100	38,100		
流域幹線管渠					なし



西部処理区

(平成30年4月1日現在)

処理場	全体計画	事業計画	現有能力	増設計画 (H33年度末)	備考
西部浄化センター 出雲市 大社町 中荒木 2391 敷地面積 15.1 ha	59,200 m <sup>3</sup> /日最大	51,270 m <sup>3</sup> /日最大	36,000 (高度処理) m <sup>3</sup> /日最大		H元年1月 処理開始 H元年1月 出雲市 通水 H2年4月 平田市・斐川町 通水 H3年4月 宍道町・大社町 通水 H4年4月 湖陵町 通水 現在流入量 26,199 (H30年3月末) m <sup>3</sup> /日平均
	処理区域	処理区域	土木施設 36,000 m <sup>3</sup> /日最大	土木施設 54,000 m <sup>3</sup> /日最大	
	4,839.3 ha	4,130.4 ha	機械施設 36,000 m <sup>3</sup> /日最大	機械施設 54,000 m <sup>3</sup> /日最大	
	処理人口 106,360 人	処理人口 88,460 人			

	全体計画 (m)	事業計画 (m)	進捗状況 H29年度末(m)	備考	ポンプ場
西部 1号幹線	23,512	23,510	23,510	制水ゲート6カ所 ・斐伊川神立橋 (左・右岸) ・斐伊川西代橋 (左・右岸) ・神戸川境橋 (左・右岸)	斐川中継ポンプ場 西代橋中継ポンプ場 宍道中継ポンプ場 境橋中継ポンプ場 湖陵中継ポンプ場
西部 2号幹線	10,693	8,950	8,950		
西部 3号幹線	3,261	3,260	3,260		
合計	37,466	35,720	35,720		

(2) 自主保安体制の構築

下水道施設の被害を軽減するとともに被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握し、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

なお、復旧に必要な人員、資機材等の確保及び維持又は修繕が円滑に行われるよう民間事業者等との支援協定の締結などに努める。

(3) 事業計画

ア 整備済み施設については、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化工事を行う。

イ 自家発電装置は、各処理施設の建設に合わせ備える。

ウ 中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼働などに必要な水の確保に努める。

エ 応援態勢の整備

オ 災害時用の資機材の整備

(4) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

◆実施機関2 市町村

(1) 下水道施設の現況

公共下水道（H30.3末現在 8市9町）、農業集落排水（H30.3末現在 8市8町）及び漁業集落排水（H30.3末現在 3市3町1村）施設の供用を行っているが、ポンプ場及び処理場については停電による機能停止が想定される。

(2) 自主保安体制の構築

下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

- ア 下水道施設の整備・保守・点検
- イ 協定等に基づく相互応援体制の整備
- ウ 災害時用の資機材の整備

(3) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

5 電気通信施設の安全性の確保

◆実施機関 西日本電信電話株式会社 島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1) 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

- ア 電気通信設備等の高信頼化
  - (ア) 豪雨、洪水、高潮又は津浪等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
  - (イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風・耐雪構造化を行う。
  - (ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火構造化を行う。

(2) 自主保安体制の構築

NTTとグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

- ア 電気通信システムの高信頼化
  - (ア) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。
  - (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
  - (ウ) 大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。
  - (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
  - (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
  - (カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。

(3) 防災教育・訓練の充実

NTTとグループ会社は関連会社と協力し、防災活動を円滑、かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。  
また、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

- ア 災害発生時の初動立ち上げ訓練
- イ 気象、地震等に関する情報伝達訓練
- ウ 各種災害対策用機器の操作・運用訓練
- エ 電気通信設備等の災害復旧訓練
- オ 消防及び水防の訓練（水防板・防潮板の点検・着脱を含む）
- カ 行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言サービスの運用を含む）

◆実施機関 (株)NTTドコモ中国支社 島根支店

(1) 電気通信施設の現況

ア 建物

二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉等を設置している。

イ 建物内部設備

(ア) 建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強措置と、火災に備えて消火設備が設置されている。

(イ) 交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。

(ウ) 非常用電源

重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家発電機等を常備している。

ウ 移動用無線

(ア) 通信回線の応急回線の作成用として、可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備している。

(イ) その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

(2) 自主保安体制の構築

電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命にかんがみ、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、(株)NTTドコモ中国支社の各機関にも災害対策本部を設置すると共に、(株)NTTドコモ等NTTドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア 通信を確保するための諸施策

(ア) 主要な伝送路を光ケーブル又は無線により、多ルート構成あるいはループ構成としている。

(イ) 指定避難所等に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。

(ウ) 災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型マイクロエントランスを主要ビルに配備している。

(エ) 架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、通信ケーブルの地中化を推進している。

(オ) 商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家発電機を常備しているが、更に移動電源車も主要ビルに集中配備している。

(カ) 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。

(キ) 平素から災害復旧用資材を確保している。

### (3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的又は随時に実施する。

なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

- ア 非常召集の訓練
- イ 災害予報及び警報等の伝達訓練
- ウ 災害時における通信疎通確保の訓練
- エ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- オ 消防及び水防の訓練
- カ i モード災害用伝言板サービスの運営

#### ◆実施機関 KDDI株式会社

### (1) 電気通信施設の現況

災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、災害に強いネットワーク構成としている。

### (2) 自主保安体制の構築

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を行う。また、被災時には通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、必要な事業所には緊急連絡設備、代替回線や臨時回線の設定に必要な設備や車両等の防災用機器等を配備している。

### (3) 防災教育・訓練の充実

災害時に防災業務を遂行できるように、必要な教育を行い防災に関する知識の普及及び向上を図っている。全社的な訓練は年2回実施している。

#### ◆実施機関 ソフトバンク株式会社

### (1) 電気通信施設の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施している。

- ア 停電対策  
停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備の設置を進める。
- イ 伝送路対策  
主要伝送路はルート冗長化等、通信が確保されるような対策を実施している。

### (2) 自主保安体制の構築

災害時に、ネットワーク障害に即応できる体制と連絡網を整備して万一に備える。  
災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保する。

### (3) 防災教育・訓練の充実

実際の災害を想定した訓練をグループ会社・協力会社を含めて実施し、訓練結果を基に見直しを行い、技術の向上と通信サービスの早期復旧を図る。

### 第3 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

#### 1 基本的事項

災害によるライフライン事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、県、市町村、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

#### 2 情報通信設備の整備

##### (1) 情報収集伝達機器の整備等

県（防災部防災危機管理課）及び市町村は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について整備場所・設備等の検討、整備計画の策定を通じて整備し、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

##### (2) 情報収集・連絡要員の指定

県（防災部防災危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

#### 3 総合防災情報システムの活用

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、各部局）

県は、災害等が発生した場合は、電話等の通信手段以外に、総合防災情報システムを利用し、消防本部等関係機関より情報を収集・伝達するほか、必要に応じ防災ヘリにより情報収集を図る。また、県及び関係機関は、日常業務又は訓練を通じて、総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

### 第4 災害発生時の応急体制の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、施設管理者

#### 1 基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

#### 2 防災組織の整備

##### (1) 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。

## (2) 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、それぞれの機関の実状を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

## 第5 防災資機材の整備

### 1 防災資機材の整備

県、市町村、ライフライン施設管理者及び関係機関は、各種施設等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

#### (1) 災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

#### (2) 災害対策用資機材の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

県（薬事衛生課）は（一社）島根県管工事業協会との協定に基づく資機材の確保や、給水車・給水機材等整備状況を把握する。

#### (3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

#### (4) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため復旧用資材の規格の統一をライフライン施設管理者で進めるほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

#### (5) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予測されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の借用確保の円滑化を図る。

### 2 防災資機材等配備情報の収集・提供

県（防災部防災危機管理課、各部局）は、関係課、施設管理者及び関係機関への防災資機材等の配備状況について、情報の収集及び提供を行う。また大規模・特殊災害に対応するため、県外の防災資機材についても情報を収集する。

## 第6 防災知識の普及・啓発

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

関係課、機関は、これまでも通常の防災に関する広報を実施しているが、災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌の活用など様々な方法、機会を通じ、防災知識の普及、啓発に努める。

## 第2節 災害応急対策

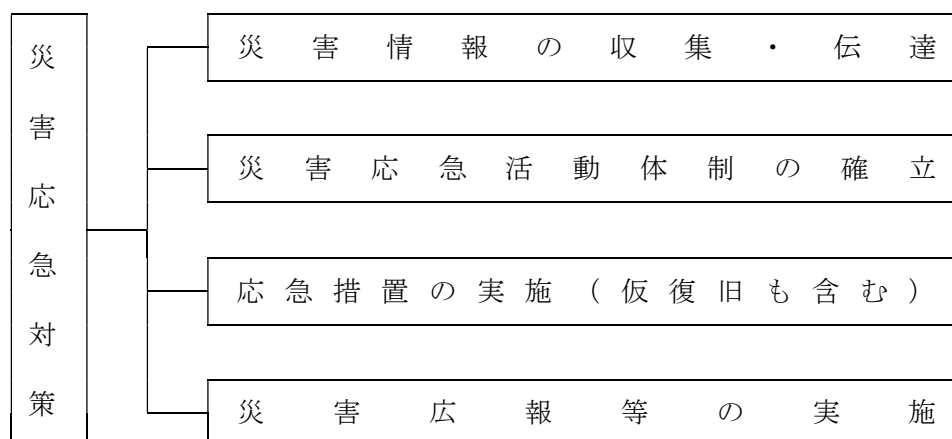
### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

各ライフライン施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、災害直後の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と県、市町村及び防災関係機関はこれらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。

#### 2 対策の体系



#### 3 留意点

災害時において、各ライフライン施設管理者と県、市町村及び防災関係機関は、万全の活動体制を確立し、相互に連携を図りながら、迅速に応急対策、危険防止対策、復旧措置等を実施できるようにする。被害が甚大な場合など県は関係機関の総合調整を行う。

### 第2 災害情報の収集・伝達

#### ◆実施機関 関係各課・機関

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

### 第3 災害応急活動体制の確立

#### ◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

ライフライン施設災害が発生した場合、県、市町村、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

## 第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）

### 1 電気施設応急措置

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

#### ◆実施機関1 県（企業局施設課）

##### (1) 応急復旧

災害による県営発電施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。

##### ア 応急復旧体制

県管理の電気施設については、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

##### イ 必要職員の召集

職員への出勤要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

##### ウ 災害時における通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

##### エ 被害状況の早期把握

被害状況の把握は、巡視点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもって行い、被害状況の早期把握に努める。

##### オ 被災時の措置

施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずる。

復旧に当たっては、中国電力等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。

##### (2) 拡大防止対策

県営発電施設が被災した場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。

#### ◆実施機関2 中国電力

被害状況により、応急送電・仮復旧の2体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給を実施する。

##### (1) 応急復旧

##### ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

##### イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

##### (ア) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

##### (イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用及び予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

##### (ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

##### (エ) 配電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。



(オ) 通信設備

可搬型電源、衛星通信システム、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比べ悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

(2) 拡大防止対策

ア 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを利用するほか、状況に応じ、広報車等により行う。

ウ 復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援のための体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、又は発生したときは応援の要請を行う。

エ 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合は、被災地域の都道府県知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。

2 ガス施設応急措置

◆実施機関 1 県（防災部消防総務課）、都市ガス事業者

(1) 都市ガス応急復旧

大規模災害の発生時には、ガス導管をはじめとして何らかの被災は免れない。このことを前提として、迅速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。

なお、災害発生時には交通網が寸断される場合もあるので代替ルートの確保をしておく必要がある。

ア 初動対応

災害発生時には、あらかじめ定めた基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の活動により対応する。

(ア) 初動活動体制

災害発生時は、災害の種別、規模に応じ、あらかじめ定めた出動基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制で即応する。

a 出動

(a) テレビ・ラジオにより気象情報・災害情報等を得、又はガス事業者からの連絡により出動する。

(b) 出動に当たっては、沿線の被害状況、交通状況、二次災害の可能性について連絡する

b 情報収集

気象情報等による災害規模の把握、工場の送出力の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

(イ) 緊急巡回調査

- a 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。
- b 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握及び応急措置に努める。

(ウ) ガスの供給停止

災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。

災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

イ 災害時広報

(ア) 災害が発生し、ガスの供給停止を行うときは広報車により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の徹底に努める。

(イ) 供給を継続する場合でもガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡に対する広報を行う。

(ウ) 復旧作業ではブロック単位での作業となるためそれに合わせた広報の周知徹底に努め、二次災害の防止を図る。

(エ) 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

ウ 復旧

(ア) 復旧優先順位

復旧優先順位については、以下の順序で対応する。

- a 病院、療養施設等
- b 被災住民の指定避難所等
- c 公共施設等

(イ) 復旧対策

復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。

(2) 拡大防止対策

ア 広報

(ア) 二次災害防止安全対策の広報

(イ) 復旧予定の広報

イ 巡回監視

(ア) 二次災害発生防止のための各所巡回パトロール

(イ) 状況判断のうえ、供給停止措置

(ウ) 応援要請

日本ガス協会災害復旧体制に基づき、速やかに応援要請を行う。

◆実施機関2 県（防災部消防総務課）、県LPガス協会、LPガス販売業者

(1) LPガス施設応急復旧

県及び県LPガス協会は、LPガス販売業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

ア 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ 二次災害の防止

(ア) 危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収

(イ) 洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収

(ウ) 指定避難所等の臨時的使用箇所で使用されるLPガスの安全使用

ウ LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

LPガス販売業者は、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。  
復旧は病院、指定避難所等を優先して行う。

エ 動員・応援体制

(ア) LPガス販売業者は、被災地の県LPガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。

(イ) 県LPガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ 電話相談窓口の開設（臨時）

県LPガス協会は、指定避難所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

(2) 拡大防止対策

ア LPガス設備の安全点検の実施

LPガス販売業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、LPガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

特に、指定避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ 動員・応援体制

県LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ 広報活動

県LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

3 上水道施設応急措置

◆実施機関1 県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、市町村等間、協定締結組合等への支援・協力について、応援要請があった場合、又は被害状況により必要と認めた場合は、斡旋、指導及び要請を行う。

被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、全国の水道事業者等に支援を要請する。

◆実施機関2 県（企業局施設課）

(1) 応急復旧

災害による水道施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。

ア 応急復旧体制

県管理の上水道施設は、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ 必要職員の召集

職員への出勤要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

ウ 災害時における通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

エ 被害状況の早期把握

被害状況の把握は、巡視点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもって行い、被害状況の早期把握に努める。

オ 被災時の措置

施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や送水を停止する等必要な措置を講ずる。

復旧に当たっては、受水団体等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。

## (2) 拡大防止対策

水道施設が被災した場合は、取水や送水を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。

復旧に当たっては、応急復旧計画に基づき優先度の高い（取水地点から浄水場を経て送水末端）箇所から効率的に早期の復旧に努め、送水停止期間の長期化を防ぐ。

### ◆実施機関3 水道事業者

## (1) 応急復旧

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

### ア 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

### イ 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

## (2) 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されたため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

## 4 下水道施設応急措置

### ◆実施機関1 県（土木部下水道推進課）

## (1) 応急復旧

### ア 応急復旧体制

県管理の下水道施設は、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

### イ 災害復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧に当たっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

### ウ 施設毎の応急措置・復旧方法

#### (ア) 管路施設

#### a 管路の損傷等による路面の障害

交通の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

#### b マンホール等からのいっ水

- ・仮設水路及び可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。
- ・流下機能確保のための仮設配管及び仮設ポンプなどを設置し周辺へのいっ水を防止する。
- ・土のうで囲む等の措置を講じた上、汚水を吸引車等により処理場へ運搬する。

#### c 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排

水等の措置を講ずる。

(イ) ポンプ場及び処理場施設

a ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

b 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

c 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

d 燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

e 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏洩

地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は次の応急措置を講じる。

(a) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

(b) 漏洩箇所の修復

(c) 漏洩箇所付近の弁等の閉鎖

f 消毒施設からの塩素ガスの漏洩

消毒設備において、塩素ガスの漏洩が生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏洩箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡する。

g 水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講ずる。

h 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のう等によって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

i 津波の発生

津波の発生が予想される場合は、次の措置を講じる。

(a) 止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としての設置

(b) ポンプ場、処理場等における土のう等による漏水防止措置

エ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

オ 市町村応急復旧の支援

市町村の実施する復旧作業の応援及び資材調達のための連絡等の支援措置を講じる。

(2) 拡大防止対策

ア 下水道施設の調査と点検

次に事項に留意して速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものは、並行して応急対策を実施する。

(ア) 二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施する。

(イ) 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

(ウ) 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

イ 他の自治体への応援要請

応急復旧に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

◆実施機関2 市町村

(1) 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

(2) 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

5 電気通信設備応急措置

◆実施機関 西日本電信電話株式会社 島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

NTTグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、島根県災害対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

(1) 防災組織

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

(ア) 重要通信の確保

a 通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

b 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておく。

(a) 災害時優先電話の指定機関

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく具体例）

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第1順位	気象機関	松江地方気象台
	水防機関	県庁・市役所・町村役場
	消防機関	消防本部・消防団
	防災関係機関	中国（総合通信局・財務局・森林管理署・経済産業局・地方整備局・運輸局等）・日本郵便株式会社中国支社・指定避難所
	災害救助機関	日本赤十字社県支部・県・医師会・救急指定病院・県看護協会
	警察機関	警察本部・警察署・駐在所
	防衛機関及び海上保安機関	陸上自衛隊出雲駐屯地・海上自衛隊地方総監部・第八管区海上保安本部
	輸送の確保に直接関係のある機関	JR西日本(株)・空港・ 県バス協会・県トラック協会等
	通信の確保に直接関係のある機関	(株)NTTドコモ中国支社・ NTTコミュニケーションズ(株)・KDDI(株)等
	電力の供給確保に直接関係ある機関	中国電力(株)

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第2順位	ガス・水道供給に直接関係ある機関	水道局・市町村水道事業者・ガス事業者
	選挙管理機関	県・市町村選挙管理委員会
	預貯金業務を行う金融機関	日本銀行支店・都市銀行・郵貯・国庫
	新聞社・通信社・放送事業者	新聞社等 NHK等放送機関
	第1順位以外の国又は地方公共団体	市町村の火葬場・港湾・下水処理場・し尿処理場・市場（中央・東部）・ゴミ焼却場
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

(イ) 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び指定避難所等に特設公衆電話の設置に努める。

・臨時電話の設置

(ウ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

イ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(ア) 災害対策用機器の活用

(イ) 災害用伝言サービスの運用

(ウ) 広報活動（拡大防止対策）

(エ) 広報車による広報活動を行う。

a 被災地域と被災状況

b 復旧のための措置と復旧見込み時期

(オ) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼する。

◆実施機関 (株)NTTドコモ中国支社 島根支店

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における重要な通信の確保のため応急復旧対策を迅速に進める。

また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

(1) 応急復旧

ア 電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。

(ア) 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。

a 被災地の主要場所に携帯電話又は衛星携帯電話の貸出しに努める。

b 県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。

(イ) 電気通信設備の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車等を使用し、基地局の応急復旧作業を迅速に実施する。

(ウ) 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより通話の利用制限等の措置を行う。

(エ) 通信の優先利用

災害等が発生した場合において取扱う非常扱いの通話、緊急扱いの通話を契約約款の定めるところにより一般の通話に優先して取扱う。

(オ) 災害により保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請又は協力を求める。

イ 災害のため通信が途絶したとき、又は通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びパソコン通信等の多様な広報手段により、以下の各項について利用者に周知する。

(ア) 通信途絶利用制限の内容と理由

(イ) 通信の被害復旧に対してとられている措置

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況

(オ) その他の事項

ウ 災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

(ア) 災害により被災した基地局の復旧は、復旧順位により実施する。

(イ) 移動基地局車及び移動電源車等の発動

(ウ) 被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

(エ) 通信の輻輳対策

電気通信設備の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設定及び対地別の規制等の措置をとる。

(オ) 電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

◆実施機関 KDDI株式会社

(1) 防災組織

災害が発生し、又は発生するおそれがあり必要と認められるときには、社内に災害対策本部等を設置する。

災害対策本部は、被災地と協力して被害状況や通信疎通状況の情報収集と通信の確保、設備復旧など災害対策に関する指揮を行う。

(2) 応急措置

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。

(3) 応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

◆実施機関 ソフトバンク株式会社

(1) 防災組織

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとっており、状況に応じた対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。



## (2) 応急措置と応急復旧

### ア 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

### イ 応急復旧

#### (ア) 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

#### (イ) 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。

### ウ 安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。

### エ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

## 第5 災害広報等の実施

### 1 基本的事項

災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部等は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

### 2 災害広報の実施

◆実施機関 県（広報部広報室、防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、ライフライン施設管理者、報道機関

#### (1) 情報発信活動

##### ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集システムに混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

##### イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

#### (2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種 別	機 関	連 絡 先	
電 気	県（企業局）	0852-22-6646	
	中国電力(株)島根支社	0852-27-1113	
ガ ス	（都市ガス）	松江市ガス局	0852-21-0011
		出雲ガス	0853-21-0267
		浜田ガス	0855-26-1010
	（L P ガス）	県L P ガス協会	0852-21-9716
		各L P ガス販売事業者	各L P ガス販売事業者
水 道	県（企業局）	0852-22-6646	
	県（薬事衛生課）	0852-22-5263	
	水道事業者	各水道事業者	
下水道	県（下水道推進課）	0852-22-6580	
	市町村	各市町村役場	
電話（NTT）	NTT西日本島根支店 企画総務部総務担当	0852-22-8205	
	（株）NTTドコモ中国支社 島根支店 販売企画担当	0852-25-6186	

## 第3節 災害復旧計画

### 第1 復旧事業

#### ◆実施機関 ライフライン施設管理者

ライフライン施設管理者は被災した施設を復旧するに当たっては、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び関係業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

### 第2 再発防止

#### ◆実施機関 ライフライン施設管理者

被災施設の復旧に当たっては現状復旧を基本としつつも、管理者は万全な再発防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。

施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。